

Q&A（よくあるお問い合わせ） ※R3.4.1 日現在版

目次

【支援給付金制度について】 …… P2

Q1.支援給付金の対象者は。

Q2.主たる事業とは何か。

Q3.売上減少の計算方法は。

Q4.店舗等は上田市内にあるが本社は上田市外にある場合、支援対象となるか。

Q5.本社は上田市内にあるが、店舗等営業実態は上田市内に無い場合、支援対象となるか。

Q6.支援給付金の額と支給回数は。また、市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに申請できるか。

【申請方法について】 …… P3

Q7.申請期間はいつからいつまでか。

Q8.申請方法はどのようにするのか。

Q9.申請書類はどのようになるのか。

【その他】 …… P4

Q10.申請後、どれくらいの期間で支援給付金が振り込まれるのか。

Q11.複数経営する事業のうち、一業態のみ売上が悪化し、前年同期比で50%以上となっている。
法人(個人)の事業売上全体では売上の減少が軽微な場合は支給対象になるのか。

Q12.営業等収入以外に、給与収入、不動産収入、公的年金等収入等雑収入を得ている場合、売
り上げに参入する必要があるか。

Q13.2019年12月、2020年1月、2月に病気療養等特別な事情により営業日数を短縮した影響
で同時期の売上が減少し、対象要件を満たしていない。救済のための特例措置はあるか。

Q14.制度、申請方法に関する問い合わせ先

【支援金制度について】

Q1. 支援給付金の対象者は。

A1 以下内容を全て満たす方です。

- ・上田市内に住所(法人は登記)を有し、且つ上田市内に店舗等を有する中小企業者(小規模企業を含む)
- ・飲食サービス業、食料品製造業、旅客運送業、生活関連サービス業、卸売業(衣服、飲食料品)、小売業(機械器具、無店舗小売を除く)、娯楽業 等 新型コロナウイルス感染拡大<第3波>の影響を強く受ける業種を主たる事業として営む者 (製造業(食料品以外)、建設業、機械卸業、農林業等は対象外) ※対象業種の詳細は要領別紙を参照
- ・2020年12月、2021年1月、2月の売上の合計が前年同期比で50%以上減少している者[※]
- ・前年同期売上の合計が40万円以上であり、引き続き事業継続の意思がある者[※]
- ・上田市から同時期に給付する、旅館業、乗合バス事業者向け給付金を受給しない者

※2020年、新規創業者については別途特例条件を検討する予定

- ・2020年12月、2021年1月2月の売上の合計が創業月から2020年11月の任意の連続する3ヶ月間の合計売上と比較して50%以上減少している者
- ・選択した任意の連続する3ヶ月間の合計売上が40万円以上であり、引き続き事業継続の意思がある者 等
- ・2020年10月以降に創業(開業)した事業者は対象外となります。

Q2. 主たる事業とは何か。

A2 1事業者が複数の業種を手掛けている場合においては、2019年1月～12月の総売上額のうち売上額比率の最も高い事業、または総売上額の40%以上を占める事業。

※複数の業種を手掛ける事業者には追加資料の提出を求める場合があります。

Q3. 売上減少率の計算方法は。

A3 売上減少率の計算方法は以下のように計算してください。

- ①:2019年12月、2020年1月、2月の売上の合計
- ②:2020年12月、2021年1月、2月の売上の合計

$$50\% \leq \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{①}} \times 100$$

2020年以降創業で2019年12月等の売上実績がない場合には、①を、創業月から2020年11月までの任意の連続する3ヶ月間の売上の合計に読み替えて計算してください。

Q4. 店舗等は上田市内にあるが本社は上田市外にある場合、支援対象となるか。

A4 店舗等及び法人登記(個人事業主は住民票)の両方が上田市内にある者が対象となります。
ただし、支店の法人登記がなされていない場合であっても、直近の決算期の申告において上田市に法人市民税の申告をし、法人市民税を納付している者は対象となります。

Q5. 本社は上田市内にあるが、店舗等営業実態は上田市内に無い場合、支援対象となるか。

A5 店舗等、及び法人登記(個人事業主は住民票)の両方が上田市内にある事業者が対象となります。よって、店舗等営業実態が上田市内に無い場合には対象となりません。

Q6. 支援給付金の額と支給回数は。また、市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに申請できるか。

A6 支援給付金は一律 20 万円、支給回数は 1 事業者あたり 1 回限りです。よって、市内に複数店舗がある場合であっても支給は法人・事業者単位で 1 者 20 万円となります。

【申請方法について】

Q7. 申請期間はいつからいつまでか。

A7 申請受付は 4 月上旬から開始予定です。5 月 31 日(消印有効)受付締切となる予定です。
個人事業主の方については、令和元年分、令和 2 年分の確定申告書類を添付いただく予定です。早期申請を希望される場合には確定申告を早期に完了されることをお勧めします。

Q8. 申請方法はどのようにするのか。

A8 コロナウイルス感染拡大防止として混雑、密集を避けるため、原則、郵送での受付のみとさせていただきます。

送付先候補： 〒386-0012 上田市中央4-9-1 勤労者福祉センター

上田市「飲食店等事業継続緊急支援金」事務局 あて

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載下さい。

Q9. 申請書類はどのようなものになるのか。

A9 以下の書類となります。

(市配布様式類)

- ・申請書(様式1) ※要署名押印
- ・減少率計算書(様式2)
- ・誓約書(様式3) ※要署名押印
- ・添付書類チェックシート(様式4)

(添付書類)すべて写しで可

※事業者の形態により必要書類が変わります。詳細は募集受付要項又は各添付書類チェックシートをご確認下さい。また審査上、必要に応じて追加資料が発生する場合があります。

- ・2019 年分、2020 年分確定申告書等、2019 年、2020 年の月別売上額が確認できるもの

- ・帳簿・試算表等、2021年1月、2月の月別売上額が確認できるもの
- ・法人登記簿謄本 又は 住民票/運転免許証※等 現住所が確認できる本人確認書類
※運転免許証記載の住所が現住所(上田市内)に変更されていない場合は不可
※法人番号により市内の法人所在地が確認できる場合には法人登記簿謄本は省略可
- ・振込先金融機関の通帳等 口座名義、口座番号が確認できるもの
- ・その他必等に応じて追加提出をお願いする場合があります。

【その他】

Q10.申請後、どれくらいの期間で支援給付金が振り込まれるのか。

A10 申請受付後速やかに書類確認、支給手続きを進め、書類の不備等がない場合には概ね2週間程度で振込が完了する予定です。

Q11.複数経営する事業のうち、一業態のみ売上が悪化し、前年同期比で50%以上となっている。法人(個人)の事業売上全体では売上の減少が軽微な場合は支給対象になるのか。

A11 事業者の売上減少は、事業者単位で判断します。経営する全ての事業費の合算額で対象要件を満たす場合のみ、支援金の支給対象となります。

(事業拡大で前年よりも店舗数が増加した場合等でも同様。)

加えて、市内外に店舗等を有する場合、対象業種・対象外業種双方を有する場合には、市内対象業種店舗の売上額合計額が対象要件を満たすことが必要です。

Q12. 営業等収入以外に、給与所得、不動産収入、公的年金等収入等雑収入を得ている場合、売りに参加する必要があるか。

A12 本支援金は、コロナ禍で売上減少に直面する事業者の事業継続を支援する目的で支給されるものであり、営業等収入が主たる事業の要件(全収入の40%以上または収入比率が最も高い)を満たすことが前提となります。

営業等収入が主たる事業の要件を満たす場合には、その他の収入も合算した全収入額の、減少率、対象業種の営業等収入の減少率双方が50%以上となることが必要です。

なお、国の持続化給付金のほか、コロナ対策関連で得た給付金等を当該月に受給した場合のみ当該月の売り上げから除き、減少率を算出するものとします。

Q13. 2019年12月、2020年1月、2月に病気療養等特別な事情により営業日数を短縮した影響で同時期の売上が減少し、対象要件を満たしていない。救済のための特例措置はあるか。

A13 入院、骨折等、休業がやむを得ないと判断できる書類及び休業したことの証明がなされた場合においてのみ、2018年12月、2019年1月、2月の売上の合計を比較対象とすることができるものとします。

Q14.制度、申請方法に関する問い合わせ先

A14 上田市商工課 Tel:0268-23-5395 (平日 8:30-17:15)にお問い合わせください。